

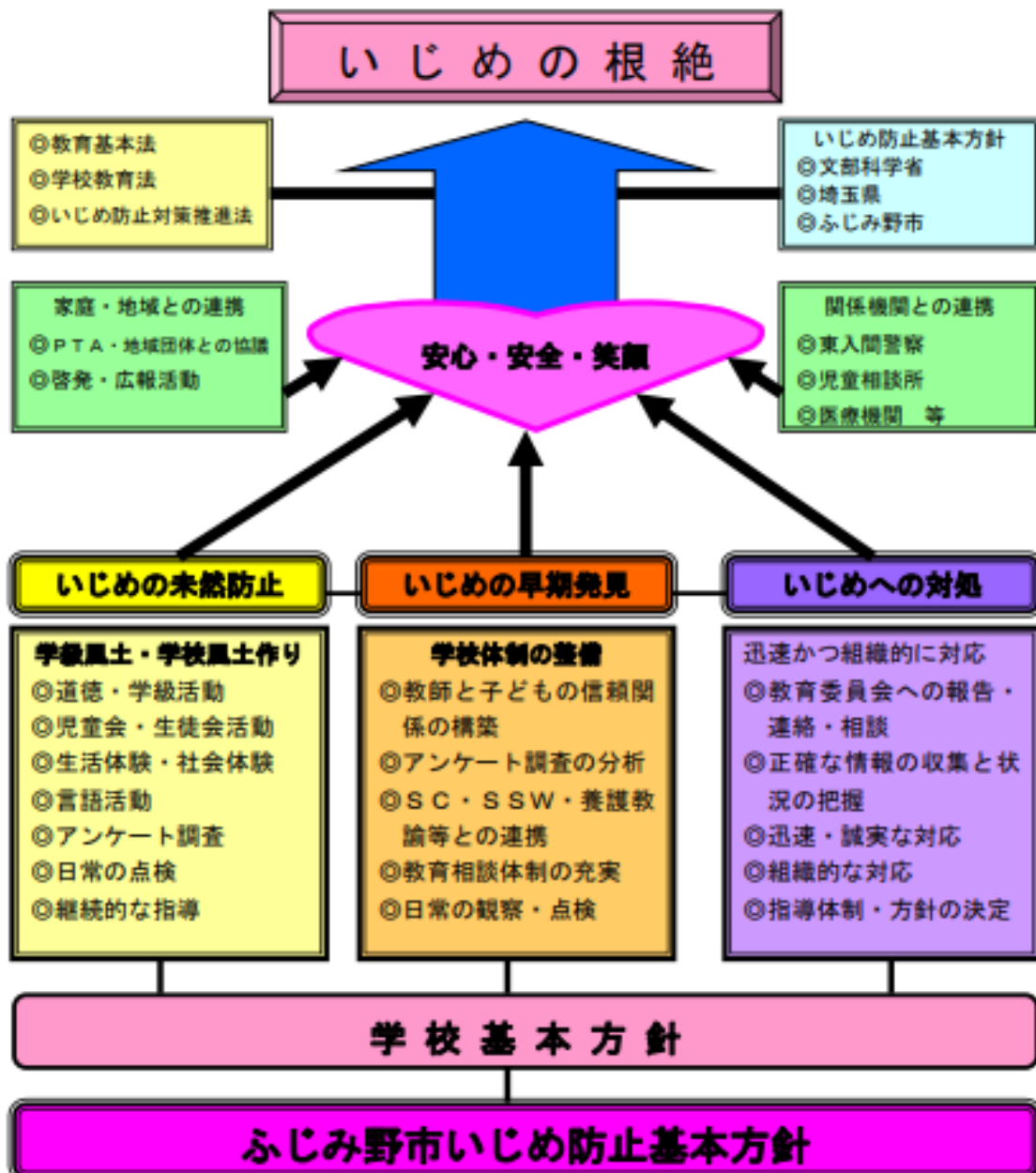
ふじみ野市立三角小学校

いじめ防止基本方針

# 1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。いじめをなくすためには、日頃から個に応じたわかりやすい授業と、主体的、対話 的な深い学びのある授業をすることが重要である。また深い児童理解に立ち、生徒 指導の充実を図り、児童が楽しく学びつつ、いきいきとした学校生活を送れるようにしていくことも大切である。本校ではそのことを全職員で共通理解した上で、いじめ防止対策推進法に基づき「ふじみ野市立三角小学校いじめ防止基本方針」を策定し、実践していくものである。

## 2 三角小学校いじめ防止グランドデザイン



## 3 いじめとは

### (1) いじめの定義

○いじめの定義については、いじめ防止対策推進法の規定によるものとする。いじめ防止対策推進法 第2条

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している 等当該児童生徒等と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な 影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該 行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) いじめに関する基本的認識

○いじめの理解については、共通の認識をもって対処するものとする。いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験します。我々三角小学校教職員一同は、どんな小さな出来事でも「いじめにつながる」と認識し、「いじめで苦しむ子」を出さないように努めなければなりません。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせます。いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉鎖性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成させるようにすることが必要です。上記を踏まえ、「けんかやふざけ合 いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害感情に着目し、いじめに該当するか否かを判断する」ことが大切です。

## 4 いじめの未然防止

○いじめは重大な人権侵害であり、許される行為ではありません。いじめは、どの学校でもどの子にも起こり得る認識に立ち、いじめ未然防止に全力で取り組みます。いじめを発見したら、関係機関と協力して早期解決を図るとともに被害にあった児童に寄り添い守ります。児童からの相談に対応できる体制整備を図り、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用するなど、関係機関との連携を図り必要な支援を行います。「いじめ撲滅強調月間」等を活用し、いじめに対する「行動宣言」等を行い、クラスや学校単位で「いじめを考える授業」や「児童会が中心となったいじめ防止」への取り組みなどを活用し、一人一人がいじめに対して自分にできることを考える機会とします。

## 5 いじめの早期発見

○定期的ないじめの実態把握と校内における対応

全教職員の共通理解のもと年間を通して定期的にいじめに関する調査（学期に1回程度）、家庭訪問、個人面談などを活用し、いじめは起こり得るとの認識のもと、いじめの疑いの事例も含めてその状況を的確に把握します。対応の必要なケースについては事実確認とともに、まずいじめられた側の児童の保護者との連携を十分に図ります。また、解決したと安易に判断せず、保護者との連携を図り長期的な見守りを組織として続けるよう、校内の組織を工夫します。

## 6 いじめへの対処

### (1) 教育相談の充実

#### ①児童生徒が相談しやすい校内体制の工夫

相談週間を設定したり、児童が相談する時間帯や場所などを工夫したり、児童が自身の思いを表現できる環境づくりに努めます。

#### ②多面的な相談体制の構築

校内に組織されている、生徒指導部会、教育相談部会だけでなく、校内で組織する委員会（ケース会議）に、校外の関係者の参加を依頼するなど、いじめを解決するための包括的な体制を整えます。

### (2) いじめる側の児童への実効性のある指導

#### ①毅然とした指導の徹底

いじめる側の児童に対する指導については、全職員が毅然とした態度で一丸となって臨み、状況が改善しない場合は、別室指導等にて個別の働きかけを行います。また、暴行や恐喝等の事例に関しては、警察と連携して対応します。

#### ②保護者と一体となったいじめ改善

いじめる側の児童生徒に対する指導については、その保護者にも状況を伝え、市や学校の基本姿勢を繰り返し指導することを通して、保護者とともに改善を図るように努めます。「学校いじめ防止基本方針」については、ホームページの掲載等により、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにするとともに入学時や各学年、年度初めに、児童、保護者、関係機関等に周知します。

#### ③加害者児童に対する成長支援

いじめの加害児童に対する成長支援の観点から、加害児童が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めるよう周知します。

### (3) いじめの解消について

いじめの解消は、単に謝罪をもって安易に解消とせず、いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ他の事情も勘案して判断するものとします。

#### ①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む）が止んでいる状態が相当な期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。ただし、いじめの被害の重要性から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ問題対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとします。

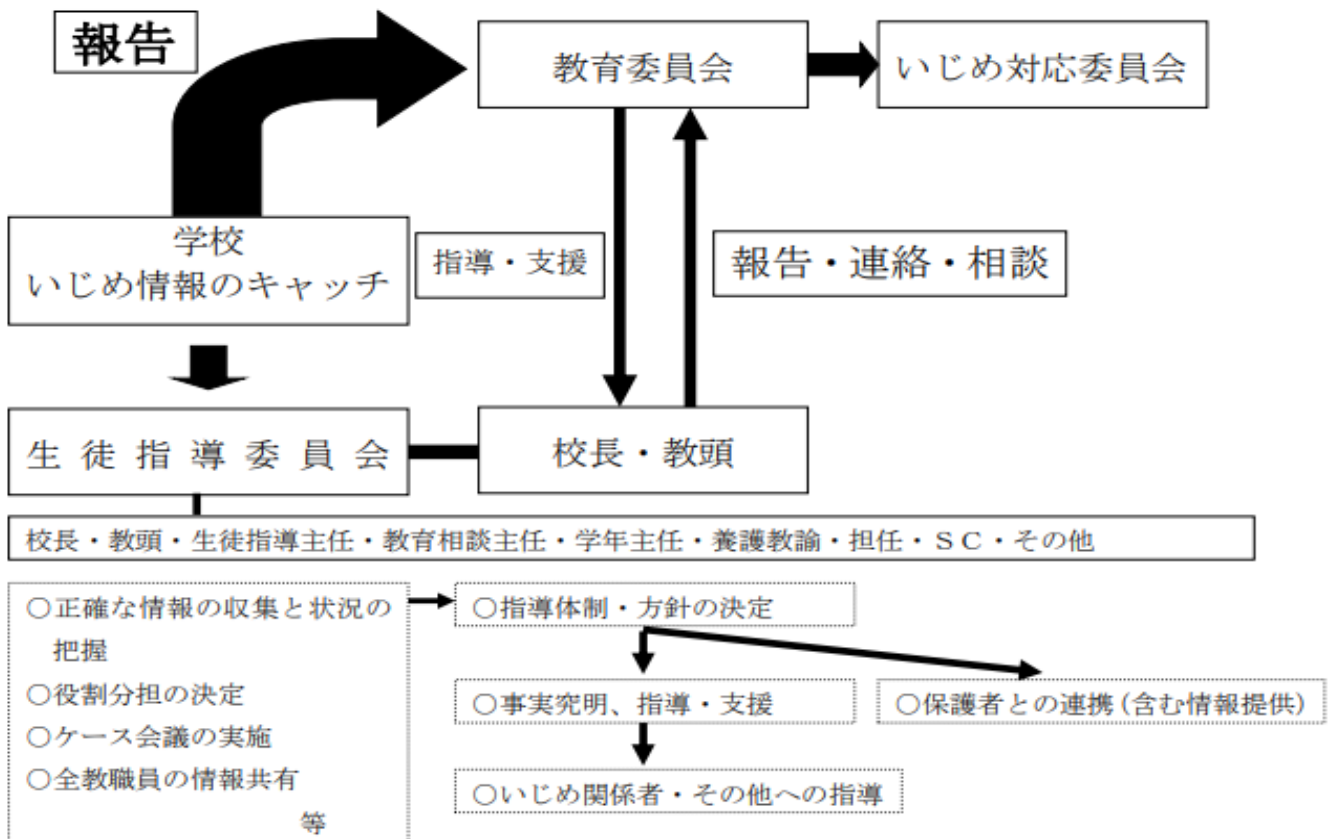
#### ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうか判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

※ いじめが「解消している」状況とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察します。

※ 卒業をもって直ちに「解消しているもの」と判断することがないようにする。（中学校への引継ぎ等。）

## いじめ対応の基本的な流れ



## 7 重大事態への対処

○重大事態とは

いじめにより児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときです。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。）

※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があった時は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは、「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。児童生徒又は保護者からの申し出は、学校が把握していないいじめに関する極めて重要な情報である可能性があります。そのことを踏まえ、重大事態としての調査に当たります。申し出について調査をしないまま、いじめの重大事態でないと断言することはあってはならないと考えます。

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷付き、学校全体の児童生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がることもあり、時には事実に基づかない風評等が流れる場合もあります。学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意します。

### 重大事態への対処の流れ

